

(酒税法の特例)

第二十八条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者(以下この条及び別表第十八号において「特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者(内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画(第六条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの)に定められた同表第十八号に掲げる特定事業の実施主体である者に限る。以下この条において「認定計画特定農業者」という。)が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類(同表第十八号において「特定酒類」という。)を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許(酒税法(昭和二十八年法律第六号)第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条及び次条において同じ。)を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。

- 一 酒税法第三条第十三号(ニを除く。)に規定する果実酒(自ら生産した果実(これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。)以外の果実を原料としたものを除く。) 同条第十三号に規定する果実酒の製造免許
- 二 酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。) 同条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許

【事業の名称】 特定農業者による特定酒類の製造事業

【現行制度の概要】

酒税法では、酒税の適正かつ確実な課税を確保するため、酒類の製造について免許制を採用していますが、製造免許の要件の一つとして、採算性が取れるか等の観点から、製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が一定の数量に達しない場合には免許を受けることができないこととされています(最低製造数量基準)。

この最低製造数量基準は、納付すべき酒税相当額のほか、酒類の製造に要する設備投資などのコストを確実に回収するのに必要と考えられる水準です。

【特例措置の内容】

酒税法の特例は、地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域（以下「特区」という。）において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて認定を受けた特区について認められます。農家民宿等を経営する農業者が、その特区内の自己の酒類の製造場において、次の果実酒又はその他の醸造酒（以下「特定酒類」という。）を製造するため、果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を申請した場合には、この最低製造数量基準（果実酒、その他の醸造酒ともに6キロリットル）を適用しないこととするものです。

- (1) 酒税法第3条第13号（ニを除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）以外の果実を原料としたものを除く。）
- (2) 酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒（米（※）、米こうじ及び水又は米（※）、水及び麦その他財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。）（いわゆる「どぶろく」）
※ 自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。

なお、本特例措置を活用して果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があります。

酒税法（酒類製造免許の要件）の特例

【原則】 酒類の年間製造見込数量が一定数量（最低製造数量）に達しない場合は、製造免許を受けることができない。

【要件】

〔製造者〕 構造改革特別区域内で農家民宿や農園レストランなどを営む農業者
〔製造場所〕 構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場
〔製造する酒類〕 特定酒類に限る（原料の果実及び米については自ら生産したもの（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）に限る。）

【特例】 酒類製造免許に係る「最低製造数量基準」を適用しない。

（注）酒類製造免許に係る他の要件（過去に禁錮以上の刑に処せられていないか等）は、適用される。

【趣旨】

特区内で民宿等を営む農業者が、自ら生産した農産物を原料として、特定酒類を製造することを可能とすることにより、当該特区内で生産される農産物を用いた特定酒

類の提供を通じて地域の活性化を図ろうとするものです。

【説明】

次の要件を満たす場合には、酒類製造免許に係る「最低製造数量基準」は適用しないこととするものです。また、「最低製造数量基準」を不適用とする場合は、酒税法第12条第4号に規定する「3年間最低製造数量未達の場合」の取消要件を適用しないこととするものです。

- ① 製造者は、特区内で、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（特定農業者）であり、かつ、実施主体として構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）に定められた者（認定計画特定農業者）であること。
- ② 製造する酒類は、特定酒類に限ること。（製造する特定酒類の原料及び製造方法等は、構造改革特別区域法に定められている原料及び製造方法等によるものであること。）
- ③ 特定酒類の製造は、特区内に所在する自己の酒類の製造場において行うものであること。

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

（酒類の定義及び種類）

第二条 この法律において「酒類」とは、アルコール分一度以上の飲料（薄めてアルコール分一度以上の飲料とすることができるもの（アルコール分が九十度以上のアルコールのうち、第七条第一項の規定による酒類の製造免許を受けた者が酒類の原料として当該製造免許を受けた製造場において製造するもの以外のものを除く。）又は溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のものを含む。）をいう。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

（その他の用語の定義）

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十二 （略）

十三 果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの（ロからニまでに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類（政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。）を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ（以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香料若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。次号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。）

十四～十八 （略）

十九 その他の醸造酒 穀類、糖類その他の物品を原料として発酵させた酒類（第七号から前号までに掲げる酒類その他政令で定めるものを除く。）でアルコール分が二十度未満のもの（エキス分が二度以上のものに限る。）をいう。

二十～二十七 （略）

（酒類の製造免許）

第七条 酒類を製造しようとする者は、政令で定める手続により、製造しようとする酒類の品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、こ

の限りでない。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一～六 (略)

七 果実酒 六キロリットル

八～十二 (略)

十三 その他の醸造酒 六キロリットル

十四～十七 (略)

3～6 (略)

(酒類の製造免許の取消し)

第十二条 酒類製造者が次の各号のいずれかに該当する場合には、税務署長は、酒類の製造免許を取り消すことができる。

一～三 (略)

四 三年以上引き続き酒類の製造数量が第七条第二項に規定する数量に達しない場合。ただし、同条第三項の規定の適用を受ける場合を除く。

五 (略)

○ 酒税法施行令(昭和三十七年政令第九十七号)

(果実酒の原料等)

第七条 法第三条第十三号に規定する政令で定める酒類は、次に掲げるものとする。

一 果実(果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含み、なつめやしの実を除く。以下この条において同じ。)又は果実及び水に糖類を加えて発酵させた酒類のうち、当該加えた糖類の重量(糖類を転化糖として換算した場合の重量をいう。以下この号及び次号において同じ。)が果実に含まれる糖類の重量を超えるもの

二 法第三条第十三号イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させた酒類のうち、当該加えた糖類の重量(同号ロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたものにあつては、当該酒類の原料として加えた糖類の重量を加えた重量)が同号イ又はロに掲げる酒類の原料となつた果実に含まれる糖類の重量を超えるもの

三 法第三条第十三号イからハまでに掲げる酒類にブランデー等(同号ニに規定するブランデー等をいう。)又は糖類、香料若しくは水を加えた酒類(以下この号において「ブランデー等混和酒類」という。)のうち、当該加えた糖類の重量が当該ブランデー等混和酒類の重量の百分の十を超えるもの

2 法第三条第十三号ロに規定する政令で定める糖類は、砂糖、ぶどう糖又は果糖とする。

3 法第三条第十三号ニに規定する政令で定めるスピリッツは、果実又は果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツとする。

(その他の醸造酒の範囲)

第八条 法第三条第十九号に規定する政令で定める酒類は、次に掲げるものとする。

一 アルコール以外の酒類を原料の一部としたもの

二 アルコールを原料の一部としたもので、アルコール分が十五度以上のもの又はその原料中アルコールの重量が水以外の原料の重量の百分の三十以上のもの

1 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成六年法律第四十六号)第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者」

この特例措置は、自ら生産した農産物を用いて酒類を製造し、農家民宿等において提供できるようにするとの提案を踏まえ、グリーンツーリズム(農村に滞在し余暇を過ごすこと)の推進を図るために、「構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図る」という趣旨で設けられたものです。

この趣旨にかんがみ、原料を自ら生産する農業者であり、かつ、特区を訪れる者

に対し、農家民宿などの旅館や料理飲食店で酒類を提供することを業とする者を特例措置の対象としているものです。

なお、この特例措置の対象者である「農業者」は、自ら農産物を生産できる者であることが必要ですが、個人、法人を問いません。また、「農業者」には、農業を経営する者のほか、

- ① 10アール（北海道では30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む者（以下「農業経営者」という。）の同居の親族又はその配偶者（その耕作に従事する日数が年間おおむね60日間に達しない者は除きます。）で、当該農業経営者の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限ります。）
- ② 10アール（北海道では30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人（農地法第2条第3項に規定する農業生産法人をいいます。）の組合員、社員又は株主（その耕作に従事する日数が年間おおむね60日間に達しない者は除きます。）で、当該農業生産法人の行う果実又は米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限ります。）

が含まれます。

○ 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）

（定義）

第二条（略）

2～4（略）

5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

○ 財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）

（特定酒類の原料）

第一条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める果実とする。

- 一 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第八条第一項第一号に掲げる者（以下この条において「農業経営者」という。）の同居の親族又はその配偶者（同項第二号に掲げる者に限る。次項第一号において「同居親族等」という。）で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業経営者が生産した当該果実
- 二 農業委員会等に関する法律第八条第一項第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。以下この条において同じ。）の組合員、社員又は株主（農業委員会等に関する法律第八条第一項第三号に掲げる者に限る。次項第二号において「組合員等」という。）で、当該農業生産法人の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業生産法人が生産した当該果実
- 三（略）

2 法第二十八条第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める米とする。

- 一 農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業経営者が生産した米
- 二 農業委員会等に関する法律第八条第一項第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業生産法人が生産した米

三 (略)

3 (略)

○ 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)

(委員の選挙権、被選挙権等)

第八条 農業委員会の区域内に住所を有する次に掲げる者で年齢二十年以上のものは、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。

- 一 都府県にあつては十アール、北海道にあつては三十アール以上の農地につき耕作の業務を営む者
- 二 前号の者の同居の親族又はその配偶者(その耕作に従事する日数が農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)
- 三 第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。)の組合員、社員又は株主(その耕作に従事する日数が前号の農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)

2~5 (略)

○ 農業委員会等に関する法律施行規則(昭和二十六年農林省令第二十三号)

(同居の親族等の耕作従事日数)

第一条の二 法第八条第一項第二号の農林水産省令で定める耕作に従事する日数は、年間おおむね六十日とする。

○ 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律で「農業生産法人」とは、農事組合法人、株式会社(公開会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第五号に規定する公開会社をいう。)でないものに限る。以下同じ。)又は持分会社(同法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。以下同じ。)で、次に掲げる要件のすべてを満たしているものをいう。

- 一 その法人の主たる事業が農業(その行う農業に関連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの、農業と併せ行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第七十二条の八第一項第一号の事業を含む。以下この項において同じ。)であること。
- 二 その法人の組合員、株主(自己の株式を保有している当該法人を除く。)又は社員(以下「構成員」という。)は、すべて、次に掲げる者のいずれかであること(株式会社にあつては、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの(次に掲げる者の中に、その法人と連携して事業を実施することによりその法人の農業経営の改善に特に寄与する者として政令で定める者があるときは、次に掲げる者の有する議決権の合計が総株主の議決権の四分の一以下であるもの)、持分会社にあつては、次に掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの(次に掲げる者の中に、当該政令で定める者があるときは、次に掲げる者の数が社員の総数の二分の一未満であり、かつ、次に掲げる者のうち当該政令で定める者以外の者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの)に限る。))。
 - イ その法人に農地若しくは採草放牧地について所有権若しくは使用収益権(地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権をいう。以下同じ。)を移転した個人(その法人の構成員となる前にこれらの権利をその法人に移転した者のうち、その移転後農林水産省令で定める一定期間内に構成員となり、引き続き構成員となっている個人以外のものを除く。)又はその一般承継人(農林水産省令で定めるものに限る。)
 - ロ その法人に農地又は採草放牧地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている個人
 - ハ その法人に使用及び収益をさせるため農地又は採草放牧地について所有権の移転又は使用収益権の設定若しくは移転に関し第三条第一項の許可を申請している個人(当該申請に対する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確実と認められる個人を含む。)
 - ニ その法人の行う農業に常時従事する者(前項各号に掲げる事由により一時的にその法人の行う農業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなると農業委員会が認めたもの及び農林水産省令で定める一定期間内にその法人の行う農業に常時従事することとなることが確実と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。)
 - ホ その法人に農作業(農林水産省令で定めるものに限る。)の委託を行つている個人

へ その法人に農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第三号に掲げる事業に係る出資を行った同法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人

ト 地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会

チ その法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

三 その法人の常時従事者たる構成員が理事等（農事組合法人にあつては理事、株式会社にあつては取締役、持分会社にあつては業務を執行する社員をいう。以下この号において同じ。）の数の過半を占め、かつ、その過半を占める理事等の過半数の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること。

4 （略）

2 「酒税法第三条第十三号（ニを除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）以外の果実を原料としたものを除く。）」

特例措置の適用を受けて製造することができる果実酒の原料や製造方法等について規定したものです。

(1) 「酒税法第3条第13号（ニを除く。）に定める果実酒」とは、次に掲げる酒類でアルコール分が20度未満のもの（ロ及びハについてはアルコール分が15度以上のものその他一定のものを除く。）です。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類を加えて発酵させたもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類（政令で定めるものに限り、）を加えて発酵させたもの

これらの原料となる果実については、「自ら生産した果実以外の果実を原料としたもの」を除くことにより、特定農業者により生産されたものに限定することとしています。

(2) 「（ニを除く。）」とあるのは、酒税法第3条第13号ニに規定する果実酒は「イからハマまでに掲げる酒類にブランデー等又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの」であり、こうした果実酒については、原料コスト等を考慮し、本特例措置に馴染まないものとして適用対象外としています。

(3) 「これに準ずるものとして財務省令で定めるもの」として、財務省令において

① 上記1①の農業経営者が生産した果実

② 上記1②の農業生産法人が生産した果実

③ 災害（冷害等）時において、自ら生産した果実に代えて他から入手した果実を規定しています。

○ 財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）

（特定酒類の原料）

第一条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号。以下「法」という。）第二十八条第一項第一号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める果実とする。

一 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第八条第一項第一号に掲げる者（以下この条において「農業経営者」という。）の同居の親族又はその配偶者（同項第二号に掲げる者に限る。次項第一号において「同居親族等」という。）で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であるこ

とについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業経営者が生産した当該果実

二 農業委員会等に関する法律第八条第一項第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。以下この条において同じ。)の組合員、社員又は株主(農業委員会等に関する法律第八条第一項第三号に掲げる者に限る。次項第二号において「組合員等」という。)で、当該農業生産法人の行う果実の生産に従事する者(当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。)の場合 当該農業生産法人が生産した当該果実

三 風水害、干害、雪害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害、火災、病虫害及び鳥獣害(以下この条及び第三条において「災害等」という。)により自ら生産した果実(前二号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める果実を含む。以下この号において同じ。)を原料として法第二十八条第一項第一号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合(当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき地方公共団体(法第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下この条及び第三条において同じ。)の長から証明を受けた場合に限る。) 当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域(法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。)内において生産された当該果実(当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を法第二十八条第一項第一号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実を含む)

2・3 (略)

3 「酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒(米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。)」

特例措置の適用を受けて製造することができるその他の醸造酒(いわゆる「どぶろく」)の原料や製造方法等について規定したものです。

(1) いわゆる「どぶろく」とは、次のものをいいます。

① 米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)、米こうじ及び水を原料として発酵させたもので、こさないもの

② 米(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。)、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないもの

(注) 財務省令で定める物品とは、麦その他の穀類(米を除く。)、でんぷん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいいます。

したがって、上記以外の原料を用いて酒類を製造した場合又は上記の製造方法以外の操作(こす又は蒸留する等)により酒類を製造した場合は、無免許製造となる場合があります。

(注) いわゆる「どぶろく」は、昭和37年改正前の酒税法において「濁酒」として分類・定義されていたことから、原料や製造方法はこれに倣って規定されています。

(2) 「これに準ずるものとして財務省令で定めるもの」として、財務省令において

① 上記1①の農業経営者が生産した米

② 上記1②の農業生産法人が生産した米

③ 災害(冷害等)時において、自ら生産した米に代えて他から入手した米を規定しています。

○ 財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）

（特定酒類の原料）

第一条（略）

- 2 法第二十八条第一項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める米とする。
 - 一 農業経営者の同居親族等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業経営者の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業経営者が生産した米
 - 二 農業委員会等に関する法律第八条第一項第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員等で、当該農業生産法人の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該農業生産法人の確認を受けた者に限る。）の場合 当該農業生産法人が生産した米
 - 三 災害等により自ら生産した米（前二号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める米を含む。以下この号において同じ。）を原料として法第二十八条第一項第二号に掲げる酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した米に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）
当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された米（当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された米を同号に掲げる酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあつては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された米を含む。）
- 3 法第二十八条第一項第二号に規定する財務省令で定める物品は、麦その他の穀類（米を除く。）、でんぶん若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすとす。

2 前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合においては、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

【説明】

第1項の申請に基づき税務署長が果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を与える場合には、製造する酒類の範囲を第1項に規定する特例で認められた特定酒類に限る旨の条件を付することができるよう読替規定を置くものです。

これは、酒類の製造免許は、品目ごとに与えることとなっていますが、第1項の申請に基づき果実酒又はその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては、特例で認められた特定酒類に限定する必要があるためです。

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

（読替え前）

（製造免許等の条件）

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき条件を付することができる。

2（略）

(読替え後の特定酒類（果実酒）の製造免許の条件)

(製造免許等の条件)

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の条件を付することができる。

2 (略)

(読替え後の特定酒類（その他の醸造酒）の製造免許の条件)

(製造免許等の条件)

第十一条 税務署長は、酒類の製造免許又は酒類の販売業免許を与える場合において、製造する酒類の範囲につき構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件を付することができる。

2 (略)

3 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が製造した同号に掲げる酒類は、当該酒類の製造免許を受けた者が同項の構造改革特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならない。

【説明】

本特例措置を受けて製造される果実酒については、本特例措置により酒類の製造免許を受けた者が特区内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならないこととしています。「財務省令で定める場合」とは、特定農業者が自己の製造場において飲用に供する場合です。

これは、本特例措置の趣旨が、農村への旅行者や宿泊客に対する特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図ろうとするものであることから、その趣旨に即して提供することを担保するためのものです。

また、自己の営業場以外の場所で販売をする場合には、容器詰め、輸送等のコストがかかることとなり、採算性の観点から設けられている最低製造数量基準を適用しないこととした規定の趣旨に合わないと考えられるためです。

○ 財務省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十年財務省令第三十六号）

(自己の営業場において飲用に供する場合に準ずる場合)

第二条 法第二十八条第三項に規定する財務省令で定める場合は、同条第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条において同じ。）を受けた者が法第二十八条第一項の構造改革特別区域内に所在する自己の製造場（当該製造免許を受けた製造場に限る。）において飲用に供する場合とする。

なお、いわゆる「どぶろく」については、そもそもその性質上、腐敗しやすいなど保存性に乏しく、また常温では容器に詰めた後も発酵が続き容器の破損の恐れもあるなど、一般の流通過程に乗りにくいものであり、自己の営業場において提供することが想定されるものであるため、本規定の対象外としています。

4 第九条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合、同項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合又は同項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合には、税務署長は、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

【説明】

特区計画の認定が取り消された場合、第1項の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合又は第3項の規定に違反して果実酒を販売した場合には、税務署長は製造免許を取り消すことができる規定を設けるものです。

「認定計画特定農業者でなくなった場合」とは、例えば①農家民宿等を廃業した場合や農業者でなくなった場合や②特区計画の実施主体として定められなくなった場合が考えられます。

5 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

【説明】

酒税法第7条第3項では、酒類の製造免許を受けた者等の最低製造数量基準の適用除外について規定されています。同項第3号は、果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造する場合の規定ですが、本特例措置の適用を受けた者についてはこの規定を適用しないこととしています。

○ 酒税法（昭和二十八年法律第六号）

（酒類の製造免許）

第七条（略）

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一～六（略）

七 果実酒 六キロリットル

八～十七（略）

3 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一・二（略）

三 果実酒又は甘味果実酒の製造免許を受けた者がブランデーを製造しようとする場合

四～七（略）

4～6（略）